

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

平成 31 年度計画

平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度

平成 31(2019)年 4 月

稲 城 市

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅耐震化に係わる取組を位置付け、その進捗状況を把握及び評価するとともに、プログラムの改善を図り、住宅の耐震化を強力に促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、稲城市耐震改修促進計画の「4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、稲城市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築工事に着手した全ての住宅とする。

5 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までとする。ただし、社会経済状況の変化、関連計画の改訂、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

なお、各取組の実施スケジュールについては、次のとおりとする。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)戸別訪問	木造住宅			
	非木造住宅			
(2)耐震診断実施者に対する耐震化促進				
(3)改修事業者の技術力向上に関する取組 耐震改修事業者リストの作成・公開				
(4)耐震化の必要性に関する普及・啓発				

6 実績の公表及び自己評価

毎年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表し、アクションプログラムの取組内容について、自己評価を実施する。

7 平成 31 年度の取組内容及び目標

- (1) 木造住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進（フォローアップ）
平成 30 年度に実施した戸別訪問により、耐震化未実施と判定された住宅の所有者に対し、耐震改修促進勧奨通知を送付する。
耐震改修促進勧奨通知送付対象件数：1,560 件
- (2) 非木造住宅の所有者に対する直接的な耐震化促進
耐震改修促進勧奨通知送付対象件数：259 件
- (3) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ア 市補助事業を利用して耐震診断を行った木造住宅の所有者に対し、耐震診断終了時に耐震改修工事を行う意思の確認、補助制度の説明等を行う。
 - イ 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない木造住宅の所有者に対してダイレクトメールを送付し、耐震化を促す。
- (4) 改修事業者の技術力向上に関する取組及び改修事業者リスト
 - ア 木造住宅耐震改修事業者講習会を開催する。
 - イ 平成 30 年度に引き続き、耐震改修事業者リストを市ホームページ上で公開するとともに、耐震診断実施者へ配布する。
- (5) 耐震化の必要性に関する普及・啓発
 - ア 市内の住民を対象に、防災訓練等の機会を捉え、耐震化の必要性について普及啓発を実施する。
 - イ 耐震改修に関するパンフレットを配布する。
 - ウ 市報及びホームページで耐震改修の必要性を周知する。
- (6) 補助戸数の目標
 - ア 木造住宅に対する耐震診断費補助戸数：7 戸
 - イ 木造住宅に対する耐震改修費補助戸数：4 戸